

事 務 連 絡
令和8年8月20日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの
貨物自動車運送事業法における取扱いについて（周知）

平素より、貨物自動車運送事業の適正な運営及び健全な発展の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについては、「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和8年2月10日付け事務連絡、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長）及び「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（再周知）」（令和8年5月1日付け事務連絡、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）により、

- ・違法な「白トラ」行為に係る違法性の判断基準は、従前から変わらないこと
- ・自家用ダンプカー（白ナンバーのダンプカー）を使用して、雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）たる運転者に運送行為（自家用ダンプカーの運転を含む。）を行わせる場合は、貨物自動車運送事業法に基づく許可は不要であること

等が示されているところです。

他方で、

- ・個別具体の運搬について、運転者が誰と雇用契約を締結すべきか、
- ・1日に複数事業者の建設資材等を運搬する場合は運転者に対しどのように労働条件通知書を交付すべきか、

といった点について、取扱いの明確化を求める意見があるところです。

今般、こういったご意見を踏まえ、建設業における円滑な建設資材等の運搬を図る観点から、これらの点について、別添「建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和8年8月20日付け事務連絡、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）のとおり考え方が示されました。

ついては、本件について了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 20 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの
貨物自動車運送事業法における取扱いについて

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについては、「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和 8 年 2 月 10 日付け事務連絡、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長）及び「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（再周知）」（令和 8 年 5 月 1 日付け事務連絡、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）により、

- ・違法な「白トラ」行為に係る違法性の判断基準は、従前から変わらないこと
- ・自家用ダンプカー（白ナンバーのダンプカー）を使用して、雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）たる運転者に運送行為（自家用ダンプカーの運転を含む。）を行わせる場合は、貨物自動車運送事業法に基づく許可は不要であること

等が示されているところです。

他方で、

- ・個別具体の運搬について、運転者が誰と雇用契約を締結すべきか、
- ・1 日に複数事業者の建設資材等を運搬する場合は運転者に対しどのように労働条件通知書を交付すべきか、

といった点について、取扱いの明確化を求める意見があるところです。

今般、こういったご意見を踏まえ、建設業における円滑な建設資材等の運搬を図る観点から、これらの点について、下記のとおり考え方をお示しします。なお、本考え方については、貨物自動車行政を所管する国土交通省物流・自動車局、及び労働行政を所管する厚生労働省と調整済みである旨、申し添えます。

各団体におかれては、本事務連絡、及びその概要をお示しした別添 1 の広報媒体について、会員各位に対する徹底した周知をお願いします。

記

1. 雇用契約を締結する主体について

貨物の運搬と雇用との関係について、貨物自動車運送事業法の運用上、運転者と当該運転者を使用して貨物を運送しようとする者との間に雇用関係がある場合は、当該事業者が自ら運送を行っているものと認められていることを踏まえると、一般論として、建設資材等の運搬における雇用契約の締結主体については、以下のように区分されることとなるので、この点留意されたい。

(1) 資材業者が所有する資材等を運搬する場合	運転手と資材業者
(2) 建設業者が所有する資材等を運搬する場合	運転手と建設業者
(3) 資材業者が、生業として自ら販売した資材等を販売先の建設業者への引渡しのために運搬する場合	運転手と資材業者
(4) 建設業者が生業として請け負った建設工事の施工に必要な、発注者が支給する資材等を当該建設業者が運搬する場合	運転手と建設業者
(5) 運転手自らが所有する資材等を運搬する場合	雇用契約不要

2. 一日に複数事業者の資材等を運搬する場合の取り扱いについて

建設労働者の日雇いに係る労働条件通知書の様式については、厚生労働省から公開されており、また、車両使用通知書の様式については、今般、国土交通省物流・自動車局において作成されたところである。これらの様式は別添2のとおりである。

一日に複数事業者の資材等を運搬する場合においては、個々の事業者ごとに労働契約を締結し、それぞれの事業者は、別添2に示す労働条件通知書及び車両使用通知書の様式に基づき、これらの通知を併せて行うことが適切である点について、留意されたい。

※ 別添2の様式については、以下国土交通省HPからダウンロード可能

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00055.html



以 上

建設工事における自家用ダンプカーの 貨物自動車運送事業法における取り扱いについて



- ✓ 違法な「白トラ」行為の判断基準は従前から変わらない
 - ✓ 以下の場合はトラック法に基づく許可は不要
 - 自ら所有する貨物を自ら運送する場合
 - 自社が行う生業と密接不可分かつ付帯する業務として自ら運送を行う場合
- ただし、次のように運転者と雇用関係を結ぶ必要がある

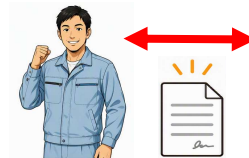
資材等の所有者

誰と雇用関係を結ぶか

資材業者



雇用主は
資材業者



建設業者



雇用主は
建設業者



建設業者

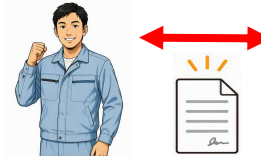
(資材業者が販売先に引き渡し)

※ 資材業者が、生業として自ら販売した資材等を販売先の建設業者への引渡しのために運搬する場合



密接不可分

雇用主は
資材業者



発注者など

(建設業者が運搬)

※ 建設業者が生業として請け負った建設工事の施工に必要な、発注者が支給する資材等を当該建設業者が運搬する場合



密接不可分

雇用主は
建設業者



運転手自身



不要



Q&Aや問合せ先等については、国土交通省ホームページで確認可能▶

※ 詳しくは、「建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」(令和8年8月20日 国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長)をご覧ください。



一日に複数事業者の資材を運搬する場合の雇用関係について



- ✓ 一日に複数事業者の資材を運搬する場合には、**事業者ごとに、労働条件通知書（①）と車両使用通知書（②）**を交わすことが適切。

(建設労働者用；日雇型)

労働条件通知書

年 月 日

あなたを次の条件で雇い入れます。

就 業 日	年 月 日
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（有、無）
賃 金	1 基本賃金 イ 時間給（ 円）、ロ 日給（ 円） ハ 出来高給（基本単価 円、保障給 円） ニ その他（ 円） 2 諸手当の額又は計算方法 イ（ 手当 円 / 計算方法： ） ロ（ 手当 円 / 計算方法： ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超（ ）%、所定超（ ）%、 ロ 深夜（ ）% 4 賃金支払日（ ）－（就業当日・その他（ ）） （ ）－（就業当日・その他（ ）） 5 賃金の支払方法（ ） ※ 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無、有（ ））
そ の 他	・社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 その他（ ）） ・雇用保険の適用（有、無） ・中小企業退職金共済制度（建設退職金共済制度を含む。） （加入している、加入していない） ・寝具貸与 有（有料（ 円）・無料）・無 ・食費（1日 円） ・その他（ ）

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（ ）

※ ここに明示された労働条件が、入職後事実と相違することが判明した場合に、あなたが本契約を解除し、14日以内に帰郷するときは、必要な旅費を支給する。

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律第7条に基づく雇用に関する文書の交付を兼ねるものである。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

1

労働条件通知書のひな形

車両使用通知書

年 月 日

あなたに所有する車両を業務遂行のために使用します。

車 両	1 登録番号（ ） 2 車体番号（ ）
-----	------------------------

労働者が自己所有車両を使用する場合の取扱いについて、労働者の自己所有車両を使用して業務に従事する場合の取扱いについて、労働条件の一部として通知するものです。

※ 本通知書は、別途交付する労働条件通知書に付随し、労働者の自己所有車両を使用して業務に従事する場合の取扱いについて、労働条件の一部として通知するものです。

※ 車両の使用は、雇用契約に基づく業務提供の一部として行うものであり、車両の貸借その他の独立した契約関係を構成するものではありません。

2

車両使用通知書のひな形

国土交通省ホームページからダウンロード可能 ▶

※ 詳しくは、「建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和8年8月20日 国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長）をご覧ください。



お問い合わせ

<トラック適正化二法について>

国土交通省 物流・自動車局

代表：03-5253-8111 (41-302、41-353)

<建設現場等で使用する自家用ダンプカーの取扱いについて>

国土交通省 不動産・建設経済局

代表：03-5253-8111 (24-829、24-710)

労働条件通知書

		年 月 日
殿		
		事業主の氏名又は名称 事業場名称・所在地 〔建設業許可番号 使 用 者 職 氏 名 雇用管理責任者職氏名
あなたを次の条件で雇い入れます。		
就 労 日	年 月 日	
就業の場所		
従事すべき 業務の内容		
始業、終業の 時刻、休憩時 間、所定時間 外労働の有無 に関する事項	1 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有、 無 ）	
賃 金	1 基本賃金 イ 時間給（ 円）、ロ 日給（ 円） ハ 出来高給（基本単価 円、保障給 円） ニ その他（ 円） 2 諸手当の額又は計算方法 イ（ 手当 円 /計算方法： ） ロ（ 手当 円 /計算方法： ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超（ ）%、所定超（ ）%、 ロ 深夜（ ）% 4 賃金支払日（ ）－（就業当日・その他（ ）） （ ）－（就業当日・その他（ ）） 5 賃金の支払方法（ ） 6 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無 ， 有（ ））	
そ の 他	・社会保険の加入状況（ 厚生年金 健康保険 その他（ ）） ・雇用保険の適用（ 有 ， 無 ） ・中小企業退職金共済制度（建設退職共済制度を含む。） （加入している ， 加入していない） ・寝具貸与 有（有料（ 円）・無料）・無 ・食費（1日 円） ・その他（ ）	
以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（ ）		

- ※ ここに明示された労働条件が、入職後事実と相違することが判明した場合に、あなたが本契約を解除し、14日以内に帰郷するときは、必要な旅費を支給する。
- ※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律第7条に基づく雇用に関する文書の交付を兼ねるものである。
- ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

【記載要領】

1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付すること。

交付の方法については、書面による交付のほか、労働者が希望する場合には、ファクシミリを利用する送信の方法、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信の方法（出力して書面を作成できるものに限る）によっても明示することができる。
2. 各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけること。
3. 破線内及び二重線内の事項以外の事項は、書面の交付等の方法（上記1参照）により明示することが労働基準法により義務付けられている事項であること。また、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭又は書面等により明示する義務があること。

また、日雇の労働契約についても、労働契約の更新をする場合があるものは、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」を書面等により明示することが労働基準法により義務付けられていること。
4. 「就業の場所」及び「従事すべき業務の内容」の欄については、具体的かつ詳細に記載すること。
5. 「賃金」の欄については、基本給等について具体的な額を明記すること。
 - ・ 法定超えとなる所定時間外労働については2割5分、深夜労働については2割5分、法定超えとなる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割以上の割増率とすること。
 - ・ 破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
6. 「その他」の欄については、当該労働者についての社会保険、中小企業退職金共済制度等の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。

また、労働契約を更新する場合があるものについては、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」を記入すること。

（参考） 労働契約法第18条第1項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算5年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること。
7. 各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。
8. 就業規則については、労働基準法により労働者への周知が義務付けられているものであり、就業規則を備え付けている場所等を本通知書に記載する等して必要なときに容易に確認できる状態にする必要があるものであること。

* この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はないこと。

車両使用通知書

		年 月 日	
<u>殿</u>		事業主の氏名又は名称 事業場名称・所在地 使用者職氏名 雇用管理責任者職氏名	
あなたが所有する車両を業務遂行のために使用します。			
車 両	1 登録番号 () 2 車体番号 ()		
労働者が自己所有車両を使用して業務に従事する場合の取扱いに関する事項	・ 車両は、会社の指示に基づく業務遂行のため、雇用契約の存続期間中に使用します。 ・ 車両使用に伴う燃料費等の費用の取扱いについては、実費弁償とし、具体的な内容は使用者および労働者が協議のうえ労働条件通知書に定めるものとします。 ・ 関係法令を遵守し、安全運転および適正な車両管理を行ってください。 ・ 車両の維持管理および修理への対応は、使用者および労働者で協議の上、それぞれの負担を決定するものとします。 ・ 本件に定めのない事項または疑義が生じた場合は、使用者および労働者が協議のうえ解決するものとします。		

※ 本通知書は、別途交付する労働条件通知書に付随し、労働者の自己所有車両を使用して業務に従事する場合の取扱いについて、労働条件の一部として通知するものです。

※ 車両の使用は、雇用契約に基づく労務提供の一部として行うものであり、車両の賃貸借その他の独立した契約関係を構成するものではありません。

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 1 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（再周知）

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和 8 年 2 月 10 日付け事務連絡、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長）により、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて送付したところです。

改正貨物自動車運送事業法が本年 4 月 1 日から一部施行され、1 カ月が経過したところですが、工事現場において十分周知されていない事案が発生していると把握しており、国土交通省においても地方整備局等に対し再周知を行ったところです。

つきましては、上記事務連絡を会員各位に対して再周知をお願いします。特に、事務連絡に記載されている下記の趣旨について、周知徹底をお願いします。

記

令和 8 年 4 月 1 日から一部施行された改正法において、違法ないわゆる「白トラ」行為を行っている者に関する従前の取扱いを変更するものではない。

下記のいずれかの場合、自家用ダンプカー（白ナンバーのダンプカー）による運送は、引き続き、貨物自動車運送事業法の許可は不要である。

1. 自ら所有する貨物を自ら運送する場合
 2. 建設関連会社等が、自社が行う建設工事と密接不可分かつ、付帯する業務として自ら運送を行う場合（建設関連会社等が請け負った工事において土砂等を運搬する場合等を含む）
- ※ 1. 及び 2. いずれにおいても、建設関連会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為（自家用ダンプカーの運転を含む）を行わせることが必要。

なお、詳細については上記事務連絡及び別添の Q&A をご参照いただき、個別の事例で判断に迷う場合には、最寄りの地方運輸局等までご相談ください。

以上

建設業者団体の長 殿
資材関連事業（セメント・生コン、合材）団体の長 殿
骨材関連事業（砕石、砂利）団体の長 殿
各府省庁主管担当課長 殿
各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿
各市町村主管部局長 殿
主要民間団体の長 殿
（単名各通）

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

昨年 6 月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）による改正内容の一部が本年 4 月 1 日から施行されることとなっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定です。

改正法は、違法「白トラ」を行う者に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、特に個人事業主による自家用ダンプカーの利用が多い建設現場等における混乱が生じることのないよう、今般、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いを下記のとおり明確化することとしましたので、関係団体におかれましては、会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

建設現場等で使用するダンプカーについては、①他人の需要に応じ、②有償で、③貨物の運送を事業として行う場合には、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）の許可が必要となりますが、下記の 1.（1）又は（2）のいずれかに該当し、2. の要件を具備した場合には、法の許可が不要となります。

なお、個別の事案の判断に当たっては、下記を参照いただいた上で、判断に迷われる場合には、下記のお問い合わせ窓口までご相談ください。

また、法の許可が不要となる場合であっても、運転業務に主として従事する労働者については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が適用されることにご留意ください。

1. 法の許可が不要となる運送

(1) 建設関連会社等が自ら所有する貨物を自ら運送する場合

自ら所有する貨物を自ら運送する場合には、自社のニーズや発意に応じて運送が行われることが通常であり、運送行為の対価も発生しないことから、上記①及び②に該当せず、法の許可は不要となる。

<具体例>

- ・土砂等販売業者が、販売するために購入した土砂等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合

(2) 建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行う場合

他者が所有する貨物であっても、下記 i) ～ iii) のいずれにも該当する場合には、業としての運送を行っているとは言えず、上記②及び③に該当しないと整理できることから、法の許可は不要となる。

- i) 建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であること
- ii) 上記 i) の生業に付帯して行われる運送と認められるための具備要件として、当該生業を営む建設関連会社等が自ら運送行為を行うこと（同一の者が当該生業と当該運送行為とを一貫して行うこと）
- iii) 名目の如何を問わず、運送行為の対価としての有償性がないこと

<具体例>

- ・建設工事を請け負った建設関連会社等が、自社の行う建設工事に付帯する業務として、当該建設工事で発生する残土等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合
- ・土砂等販売を代行する個人事業主が、当該個人事業主の行う土砂等販売代行に付帯する業務として、販売する土砂等を当該個人事業主が運搬する場合

2. 自ら運送を行っていると言められるための具備要件

上記 1. (1) (2) において、建設関連会社等が自ら運送を行っていると言められるためには、当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要である。

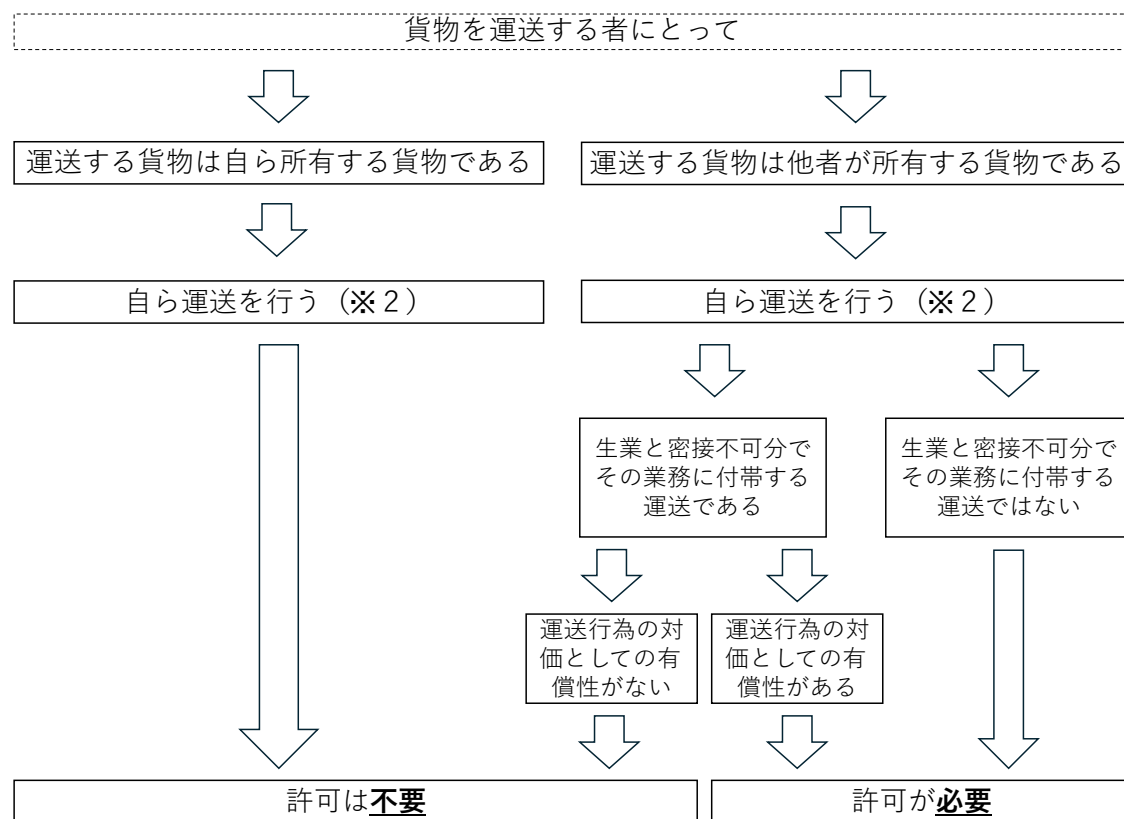
雇用関係があるか否かについては、契約等の形態のみならず、使用従属性等の実態も踏まえて判断されることとなる。少なくとも主な判断基準としては、

- ・建設関連会社等と運転者との間で労働契約が締結されているか
- ・運転者に対して労働条件通知書の交付がなされているか
- ・運転者に対する報酬が給与として支払われているか
- ・社会保険等の加入が必要な場合に社会保険等の加入や支払い等の適切な措置が講じられているか

- ・運転者が持ち込む自家用ダンプカーを使用する場合、運転者と建設関連会社等との間で、当該車両の業務上使用契約書の締結等の適切な措置が講じられているか
- ・運転者が当該建設関連会社等の指揮命令下にあるか

等があるが、労働契約や労働条件通知書等に関する詳細は、最寄りの労働局・労働基準監督署にご確認いただきたい。

【参考：フローチャート図（※１）】



※１ 当フローチャートは、自家用ダンプカーを使用した一般的な運送行為に対する許可の必要性の判断フローを示したものであり、その他の運送行為に関する許可の必要性の判断フローを網羅的に示したものではないことに留意されたい。

※２ 当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要

【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

２ この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【お問い合わせ窓口】

主たる事務所を管轄する地方運輸局等にお問い合わせください。

<北海道>

北海道運輸局自動車交通部貨物課 電話：011-290-2743

<青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島>

東北運輸局自動車交通部貨物課 電話：022-791-7531

<茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨>

関東運輸局自動車交通部貨物課 電話：045-211-7248

<新潟、長野、富山、石川>

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 電話：025-285-9154

<福井、岐阜、静岡、愛知、三重>

中部運輸局自動車交通部貨物課 電話：052-952-8037

<滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山>

近畿運輸局自動車交通部貨物課 電話：06-6949-6447

<鳥取、島根、岡山、広島、山口>

中国運輸局自動車交通部貨物課 電話：082-228-3438

<徳島、香川、愛媛、高知>

四国運輸局自動車交通部貨物課 電話：087-802-6773

<福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島>

九州運輸局自動車交通部貨物課 電話：092-472-2528

<沖縄>

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 電話：098-866-1836